

近畿学校保健学会通信

No. 48

昭和59年4月10日
近畿学校保健学会事務所
〒543 大阪市天王寺区南河堀町4
大阪教育大学保健学教室内
TEL 06-771-8131(内線242)

第31回 近畿学校保健学会(昭和59年度年次学会)開催要項

後援 大阪府教育委員会
大阪市教育委員会

1. 会 長 大阪教育大学教授 後 藤 英 二
2. 事 務 局 〒543 大阪市天王寺区南河堀町4 大阪教育大学保健学教室
第31回近畿学校保健学会事務局
(事務局長 大阪教育大学教授 上延富久治)
(06)771-8131(代)内線241(後藤)、243(上延)
郵便振替口座 大阪6-317122
3. 開 催 期 日 昭和59年7月8日(日)
4. 会 場 ホテル大阪ガーデンパレス
〒532 大阪市淀川区西宮原1-3-35
(大阪市 地下鉄「新大阪」、国鉄「新大阪」下車 西へ約900m)
(06)396-6211(代)
5. 日 程 受付9:00～一般演題発表午前中2会場にて、午後～総会・特別講演・シンポジウム等
6. 会 費 正 会 員 3,000円(本部へ納入)
当日会員 2,000円(含資料代)
7. 参 加 申 込 近畿内外を問わず、当日飛び入りでも結構ですが、返信用封筒(宛名及び60円切手付)を第31回事務局宛送付いただければ、6月中旬までにプログラムその他詳細を掲載した「学会通信」を発送致します。
なお、一般演題発表希望者は共同研究発表者も含めて正会員になる必要があります。至急ご連絡下さい。(5月5日演題申込〆切、6月6日口演予稿集原稿(仕上りB5版1頁)〆切の予定)
8. 一般演題申込 発表希望者は、別紙申込み用紙に必要事項を記入の上5月5日までに第31回学会事務局宛申し込んで下さい。
折返し予稿集用オフセット印刷原稿用紙を発送します。

近畿学校保健学会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は近畿学校保健学会と称する。
- 第 2 条 本会は学校保健に関する研究を行い、学校教育に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会の事務所は幹事長のもとにおく。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会、年次学会の開催
 2. 会誌その他出版物の刊行
 3. 学校保健に関する調査研究
 4. その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

- 第 5 条 会員は本会の目的に賛同し、会費を納入したものとする。
- 第 6 条 会員は年次学会、会誌などを通じて研究を発表することができる。また会誌の配布および本会の事業について連絡を受ける。
- 第 7 条 本会には賛助会員および名誉会員をおくことができる。
- 第 8 条 賛助会員は本会の目的を達成するために賛助の意を表し、評議員会の承認を経たもので賛助会費を納めたものとする。
- 第 9 条 名誉会員は学校保健に関し、学識、経験に富み、本会に功労のあったもので、評議員会の推薦にもとづき、総会で承認されたものとする。
- 第 10 条 会員は会費を滞納し、若しくは本会の名誉をけがす行為があったときには評議員会の議決により除名することができる。

第 4 章 役 員

- 第 11 条 本会に次の役員をおく。
1. 評議員 若干名
 2. 幹 事 若干名（うち 1 名を幹事長、一部を常任幹事とする）
 3. 監 事 2 名
- 第 12 条 役員は任期は 2 年とし、再任を妨げない。役員は会員より選出されるものとする。
- 第 13 条 役員は選出方法は別に定める。
- 第 14 条 役員は任務を次のように定める。
1. 評議員は評議員会を組織する。
 2. 幹事は幹事会を組織する。常任幹事は会務を処理する。幹事長は学会を代表し、会務を統括する。
 3. 監事は会計を監査する。

第5章 会 議

- 第15条 本会の会議は総会、評議員会および幹事会とする。
- 第16条 総会は幹事長が毎年1回召集し開催する。必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 第17条 評議員会は幹事長が召集し、本会の運営に関する重要な事項を審議決定し、総会の承認をうるものとする。
- 第18条 幹事会は幹事長が召集し、評議員会に提案する議題の審議ならびに総会、評議員会から委任された会務を処理する。
- 第19条 評議員会および幹事会は構成員の過半数をもって成立する。

第6章 年次学会

- 第20条 本会は毎年1回年次学会を開催する。
- 第21条 年次学会長は会員のうちから評議員会で選出し、総会で承認され、年次学会の運営にあたる。
2. 年次学会長は幹事会に出席することができる。

第7章 会 計

- 第22条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってあてる。
- 第23条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第24条 本会の収支決算は、監事の監査を受け、評議員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

雑 則

- 第25条 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

附 則

- 第26条 会費は年額3,000円とする。
- 第27条 本会則は、昭和28年6月29日より施行する。
- 昭和33年 6 月13日
一部改正
- 昭和39年 5 月17日
一部改正
- 昭和49年 9 月 6 日
一部改正
- 昭和56年 7 月 9 日
改正
- 昭和57年 6 月 8 日
改正

第31回 近畿学校保健学会演題申込み用紙 (下記必読)

(1題1葉に記入のこと。※印欄は記入しないこと。)

演題名	
発表者氏名、所属(連名で発表の場合は演者に○印、新入会員に*印)	
連絡先 _____	TEL () _____
住所 _____	
氏名 _____	
発表要旨(100字ぐらいに)	
※受付番号: _____	演題番号: _____
原稿発送: ____月 ____日	発表時刻: 午前 ____時 ____分
:	会場: A . B

申込用紙不足の場合は、これと同じ様式のものを用いて下さい。

.....(切り取り線).....

記

1. 口演内容は学校保健の立場に立脚し、具体的な資料にもとづいた研究発表を希望します。
2. 演者は近畿地区に在住または勤務する方に限ります。連名で発表の共同研究者は近畿地区外の方でもかまいません。発表者は原則として会費を前納して下さい。
3. 演題申込みはこの用紙(または同様式)に必要な事項を記入し、昭和59年5月5日(土)までに第31回学会事務局あてお送り下さい。折返し予稿集作成用の所定の原稿用紙をお送りします。